

(5) 一般粉じん発生施設の構造等に関する基準

一般粉じん発生施設については、その構造並びに使用及び管理は、公害防止上一体であるので、当該基準は表 11 のとおり施設の種類ごとに一般粉じんの排出、飛散を防止するための技術的な基準を定めている。

表 11 一般粉じん発生施設の種類及び管理基準

(大気汚染防止法施行規則別表第 6)

項 番 号	一般粉じん発生 施設の名称	規模要件	管理基準
1	コークス炉	原料処理能力が 1日当たり 50t 以上 であること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ）又は土石の堆積場	面積が 1,000m ² 以上であること。	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03m ³ 以上であること。	<p>一般粉じんが飛散するおそれがある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分については第3号又は4号の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が75kw以上であること。	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15kw以上であること。	

ア コークス炉

施設は一炉団（通常、石炭塔により分離された一連の炉室の集合）単位とする。したがって、原料処理能力は、一炉団あたりの一日の能力である。

石炭を原料とするもののほか、石油、ピッチを原料とするものについても適用する。

イ 堆積場

(ア) 鉱物としては、鉱業法第3条第1項に規定する鉱物及びこれに類するボーキサイト、岩塩等の国内に産しない鉱物並びにコークス、硫酸焼鉱、鉱石のペレット、化学石こう、カーバイト等をいい（石綿を除く）、土石には石炭灰も含むものとする。

(イ) 堆積場が区画されている場合であっても、連続しているものは一施設とする。2種類以上の鉱物又は土石が区画して体積される場合であっても、連続しているものは一施設とする。2種類以上の鉱物又は土石が堆積される場合であっても、連続しているものは一施設とする。

- (ウ) 建設現場などにおいて、長期（おおむね3か月以上）にわたって使用される堆積場は原則として対象とする。
- (エ) 鉱物又は土石以外の物の用途に供される置場、倉庫等に、臨時に鉱物又は土石が堆積される場合は対象としない。

ウ 破碎機等

- (ア) ふるいとは、振動ふるい、トロンメル等をいう。
- (イ) 密閉構造とは、発生した一般粉じんが施設外の大気中に排出しない構造をいう。例えば、バッチ式の完全密閉、ウォーター・タイト構造、あるいは装入口、排出口に続く施設の担当部分がカバーされているものが該当する。
- (ウ) ベルトコンベアの場合は、ホッパー、破碎機等の施設で区切られ、定置された一のコンベア単基の集合を全体として一施設とする。

(6) 特定粉じんの規制基準（大気汚染防止法施行規則第16条の2）

位置	敷地境界基準
工場又は事業場の敷地の境界線における大気中	10本/L

(7) 特定粉じん排出等作業に関わる基準

特定粉じん排出等作業にかかる規制基準（以下「作業基準」という。）は以下のとおり。（大気汚染防止法施行規則第16条の4）

ア 特定粉じん排出等作業の計画の作成

作業開始前に以下の事項を記載した特定粉じん排出等作業の計画を作成し、計画に基づいて作業を実施すること。

- ・ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ・ 特定工事の場所
 - ・ 特定粉じん排出等作業の種類
 - ・ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
 - ・ 特定粉じん排出等作業の方法
 - ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
 - ・ 特定粉じん排出等作業の工程を明した特定工事の工程の概要
 - ・ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - ・ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- なお、作業計画は届出対象特定工事だけでなく、全ての特定工事で作成する必要がある。

イ 掲示

近隣住民からも見やすい場所に、以下の事項を表示したA3用紙以上の大きさの掲示板を設けること。